

1 目指すべき方向

【良質な医療の提供】

県立病院の役割を踏まえ、質の高い高度専門・政策医療を安定的かつ継続的に提供する。

【変化への迅速・柔軟な対応】

日本一の速さで急速に進む高齢化など、本県の喫緊の課題に医療の面から迅速・柔軟に対応する。

【優れた経営体】

職員の経営意識向上を図りながら自律的、弾力的な病院経営を実現し、優れた人材を着実に確保することで収益を増加させ、第1期中期計画中の経常収支の均衡を達成する。

【地域医療への貢献】

小児科専門医を地域へ派遣するなど、地域医療に貢献する。

2 法人の基本的事項

【法人化の範囲】

現行の運営体制や人材活用の点から現在の県立4病院を1つの法人で運営する。

【法人の設立時期】

令和3年（2021年）4月1日とする。

【法人の種別】

特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（一般）とする。

【名称】

法人名：「地方独立行政法人埼玉県立病院機構」

病院名：現行の名称は広く県民に親しまれていることから変更しない。

【業務の範囲及びその執行】

- ①業務範囲：ア 医療を提供すること。
 イ 医療に関する調査及び研究を行うこと。
 ウ 医療に関する技術者の研修を行うこと。
 エ 医療に関する地域への支援に関すること。
 オ 災害時における医療救護に関すること。
 カ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

②業務の執行：定款及び業務方法書に定める。

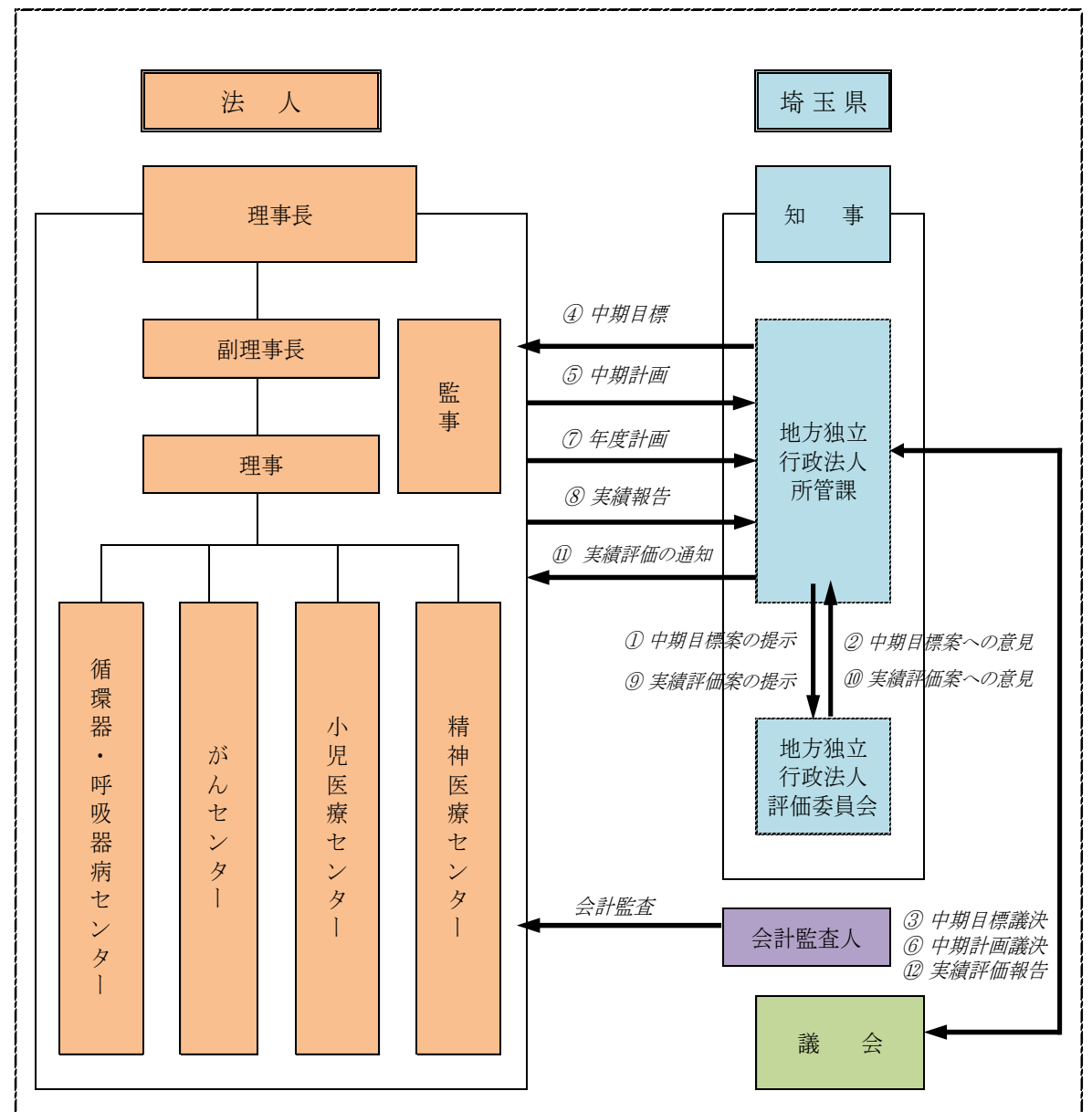
【法人の組織運営】

- ・病院長の裁量拡大や経営企画機能強化による主体性の向上
 - ・スケールメリットを活かした事務部門の集約化やアウトソース など
- を各病院間の連携に配慮しながら検討。

【理事会】

- ①理事会の設置：理事長、副理事長、理事で構成される合議制の決定機関
 ②理事会の権限：（ア）法により知事の認可又は承認を要する事項
 （イ）年度計画に関する事項
 （ウ）予算の作成及び執行並びに決算
 （エ）病院、診療科等の重要な組織の設置又は廃止
 （オ）重要な規程の制定又は改廃
 （カ）上記のほか、理事長が定める重要事項

【地方独立行政法人の組織及び県との関係性のイメージ】



地方独立行政法人への移行に向けた検討状況 2/2

3 法人の職員及び勤務条件に関する事項

【法人の職員】

原則：地方独立行政法人法の規定に基づき法人に承継(職員は非公務員となる)。
例外：県の一般行政部門との人事交流が見込まれる職種等の取扱いについては、職種ごとに判断することを基本としつつ、職員の意向確認を行いながら別途検討を行う。

【勤務条件の在り方】

地独化後も、質の高い高度専門・政策医療を引き続き提供していく役割は変わらないことから、法人の職員の給与及び勤務時間等については県制度に準拠することを基本としつつ、優れた医療人材の確保等の観点から必要な検討を行う。

4 財産承継及び運営費負担金に関する基本的事項

【権利及び義務の承継】

法に基づき、法人移行日の前日において現に病院事業が有する権利及び義務で知事が定めるものについては、法人に承継する。

【運営費負担金】

地独における運営費負担金は、これまでの一般会計からの繰出金と同趣旨・同基準である。今後も質の高い医療の提供のため、必要な財源の確保に努める。

イ 各病院の特性を活かした取組及び地域医療への貢献

(ア) 循環器・呼吸器病センター

- ・ がんに加え、心不全の緩和ケア医療も提供
- ・ 県北地域の救急医療を支えるため、脳血管診療体制を強化

(イ) がんセンター

- ・ がんゲノム医療など先端的な医療の提供
- ・ がん患者の高齢化に対応し総合診療機能を強化
- ・ 均てん化されない希少がんについて全県的な受け入れを徹底

(ウ) 小児医療センター

- ・ 移行期医療の総合的支援機能の構築
- ・ 小児科専門医の育成、人材供給に取り組み地域医療へ貢献

(エ) 精神医療センター

- ・ 精神医療の変化に対応し、外来にデイケア機能を持つことを検討

② 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(ア) 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築

(イ) 弾力的な職員配置や効率的な予算執行による業務運営

(ウ) 経営基盤の安定化に向けた収入の確保とコスト節減

③ 財務内容の改善に関する事項

(ア) 第1期中期計画期間中の経常収支の均衡(経常収支比率100%)の達成

④ その他業務運営に関する重要事項

(ア) 築29年経過した精神医療センターについて、今後、建替えの必要性を検討

5 中期目標に関する事項

【中期目標の期間】

5年を基本とする。

【その他の記載事項】

- ① 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
ア 高度専門・政策医療の持続的提供
(ア) 循環器・呼吸器系疾患の高度専門医療の提供・充実・強化に加え、政策医療としての結核医療の提供
(イ) 本県の中核的ながん専門医療機関としての医療の提供
(ウ) 県内の小児医療の最後の砦として総合周産期、小児救命救急、小児がん医療など小児の高度専門医療を提供
(エ) 県内全域を対象とした、精神科救急、依存症、児童思春期、医療観察法対象者、民間医療機関で対応困難な患者等へ高度専門医療を提供

検討・準備スケジュール

